

看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付条例施行規則（昭和37年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号シの規則で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設（主として自閉症児（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する自閉症児をいう。）又は肢体不自由（同法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童を入所させるものに限る。）</p> <p>(4)～(12) [略]</p>	<p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号スの規則で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設（主として自閉症児（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する自閉症児をいう。）又は肢体不自由（同法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童を入所させるものに限る。）</p> <p>(4)～(12) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。